

公 表 日

平成29年 3月 1日

## 随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	宝満川轟木排水機場ポンプ設備整備工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 富岡 誠司 久留米市高野1丁目2番1号
契約年月日	平成29年 3月 1日
契約業者名	(株) 荏原製作所
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区美野島1-2-8NTビル
契約金額	92,340,000円(税込み)
予定価格	93,204,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	佐賀県鳥栖市真木町今川地先
工種区分	機械設備工事
工事期間(自)	平成29年 3月 2日
工事期間(至)	平成30年 3月16日
備考	入札情報サービス(PPI) ( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx</a> ) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

## 随意契約理由書

1. 工 事 名 宝満川轟木排水機場ポンプ設備整備工事
2. 施工場所 佐賀県鳥栖市真木町今川地先
3. 契約の相手方 住 所 : 福岡市博多区美野島1-2-8  
会社名 : 株式会社 荏原製作所 九州支社  
電 話 : 092-415-8323
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

### 5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

#### 1) 当該工事の目的・内容

本工事は、筑後川河川事務所が管理する轟木排水機場の3号ポンプ設備に経年による部品の劣化が生じ、設備の機能維持を図るため整備が必要なため、主ポンプ駆動用設備(主原動機及び減速機)の分解整備を行なうものである。

当該設備の整備は、単に構成部品の交換や整備などを行うだけのものではなく、設備の制御方式の改善等も行なうものである。

#### 2) 随意契約に付する理由

排水ポンプ設備は、その全体システムが各製作メーカ(受注者)が独自に管理保有している技術(以下「ノウハウ」という)によって構成されており、改修や修繕に当たってもノウハウが必要となる。

主ポンプ駆動用設備(主原動機及び減速機)の整備について、整備後に排水能力に支障がないようポンプも含めた総合的な試運転調整が必要である。

また機側操作盤はポンプの制御にかかるPLC等の部品の整備であり、ポンプ排水運転に必要な制御プログラムを組み込んでおり、これらのノウハウを有する当該ポンプ設備製作メーカ以外での工事実施は極めて困難である。

そのため一般競争入札導入後に実施した排水ポンプ設備の改修工事等については契約に至った全てが1者応札(既設設備の製作メーカ)である。

株式会社 荏原製作所は、平成5年度に当該排水機場設備を製作据付し完成させており、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立しているとともに、ノウハウを有しシステム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として株式会社 荏原製作所を特定し、「公共調達最適化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付け国官会第935号)に基づき、株式会社 荏原製作所以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、株式会社 荏原製作所が本工事を履行できる唯一の機関と判断した。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
管理課長